

# 住み慣れた地域で暮らし続けるために

## 川越町 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)のごあんない

— 平成 29 年 4 月からの新しいサービスです —

川越町では、平成 29 年 4 月から、**介護予防・日常生活支援総合事業**（以下、「総合事業」といいます。）がスタートしました。

「総合事業」は、ご高齢のみなさまの介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とするものです。これまで全国一律の基準で行ってきたサービスを町独自の基準で行うことにより、地域の実情に合わせたサービスを提供することができるようになりました。

以下、「総合事業」の概要をお知らせいたします。



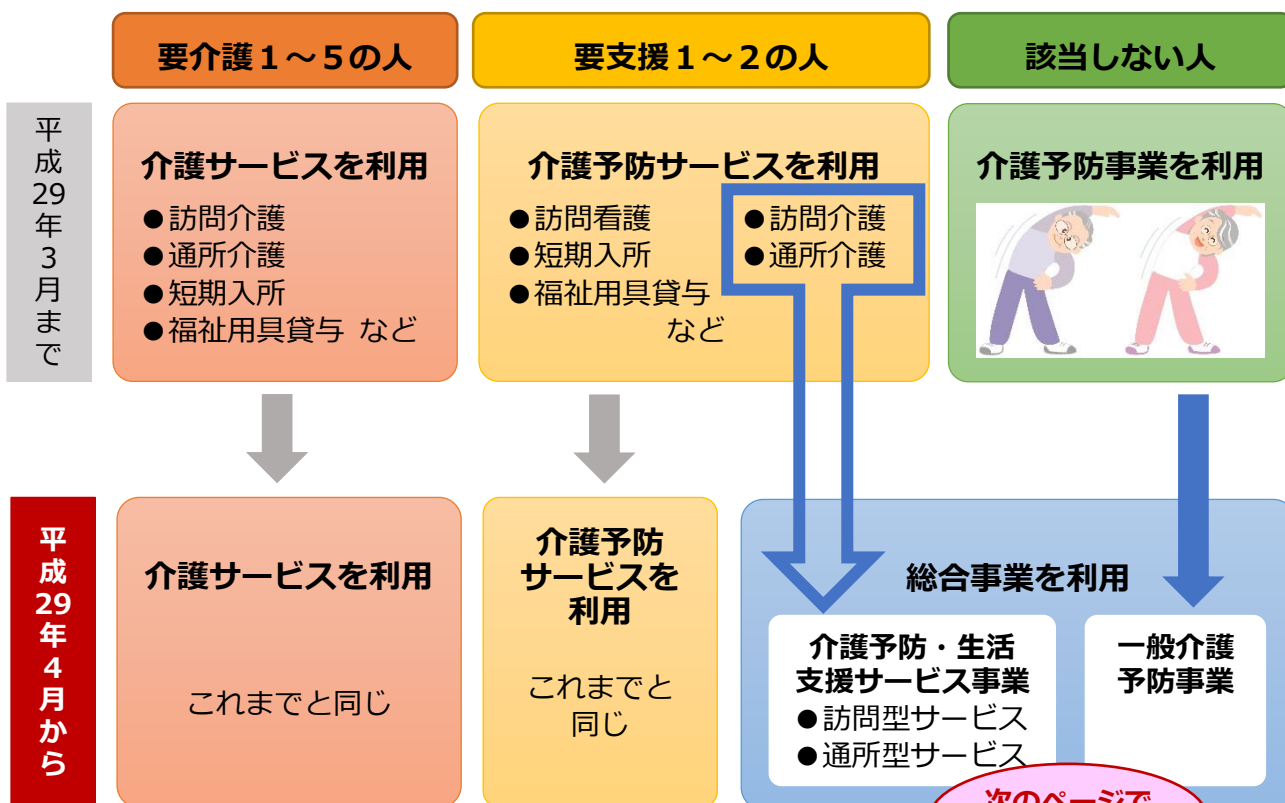
Q

「総合事業」で何が変わるのですか？

これまでのサービスは受けられなくなるのですか？

A

要支援の方の「訪問介護」と「通所介護」だけ「総合事業」に変わりますが、これまでに準じた訪問型・通所型のサービスが受けられます。それ以外のサービスは従来通りです。



次のページで詳しく紹介！

Q

「総合事業」にはどんなサービスがあるのですか？



A 川越町では次のようなサービスが受けられます。

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

利用料

**訪問型現行相当サービス**

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。従来の訪問介護サービスに相当します。

1割  
～  
3割

**理学療法士派遣サービス**

理学療法士がご自宅を訪問し、体の状態のチェックや、運動・生活・地域とのかかわりに関するアドバイスを行います。

●通所型サービス

**通所型現行相当サービス**

デイサービスセンターで、日常生活を向上するための支援をします。従来の通所介護サービスに相当します。

1割  
～  
3割

**栄養改善指導サービス**

いきいきセンターで、食事量の算定や栄養に関するアドバイスを行います。

無料

一般介護予防事業

**かわごえパワーステーション（運動機能向上事業）**

いきいきセンターで、ストレッチ、ウォーキング、ボールを使った筋力アップなど、体力づくりを行います。（毎月第2・第4火曜日開催）

**体にええよ～（栄養）教室（低栄養改善事業）**

地区公民館で、低栄養にならないための食事のとり方のポイントを紹介します。（年5回地区開催）

**健口（けんこう）教室（口腔機能向上事業）**

地区公民館で、いつまでもおいしく食べられるよう、口の健康を保つためのポイントを紹介します。（年5回地区開催）

**新オールだー's だよ 全員集合！！（閉じこもり予防事業）**

地区公民館で、皆と集まってお話ししたり、音楽療法などで、介護予防を行います。（年10回地区開催）

**男ズ・ウォーカー（男性向け介護予防事業）**

概ね65歳以上の男性を対象に、町内を楽しくウォーキングしながら、外出・運動を習慣化できるきっかけづくりを行います。

無料

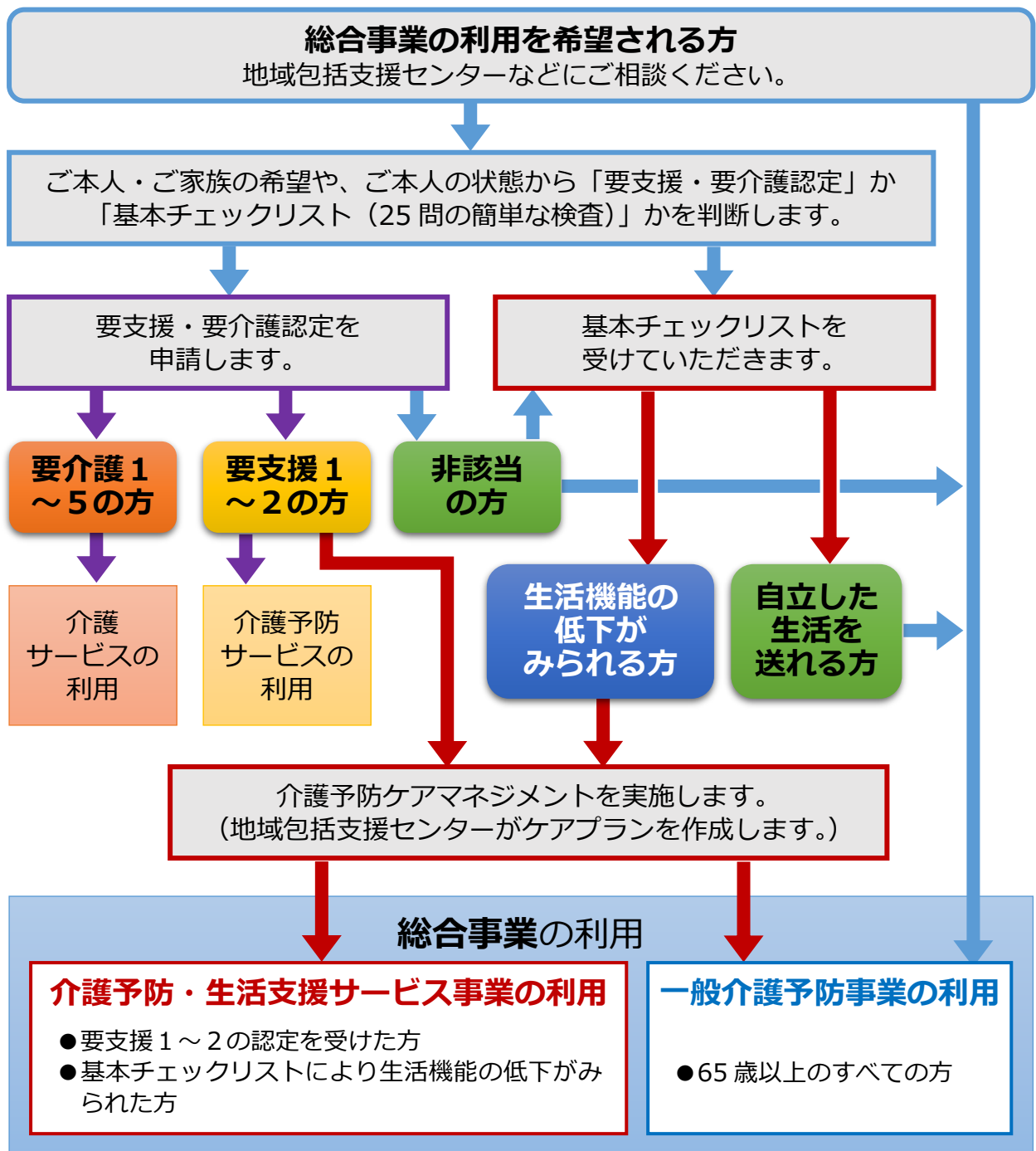
Q

「総合事業」を利用するにはどうしたらいいですか？

A

川越町地域包括支援センター（次ページ参照）などへご相談ください。  
ご本人やご家族のご希望を確認して、下の図のような流れで、ご本人の状態に合ったサービス内容を決定します。

なお、一般介護予防事業は65歳以上の方どなたでも利用できます。



**注** 要支援1～2の方が利用できる「訪問看護」「通所リハビリテーション」「福祉用具貸与」などのサービスが必要な方は、今までと同様に要支援の認定を受けることが必要です。

そのほか、川越町にはこのような福祉サービスがあります

#### ふれあいホームヘルプサービス

在宅高齢者の家庭にホームヘルパーを派遣します。

#### ふれあいデイサービス

いきいきセンターで、機能回復、給食、入浴サービスなどを提供します。

#### 緊急通報装置貸与事業

急病や災害のなどの緊急時の通報により警備会社が駆けつけ、迅速かつ適切に対応します。

#### 寝たきり老人等理髪等福祉サービス事業

理髪、寝具の洗濯、おむつの福祉サービス給付を行い、在宅の寝たきり高齢者等と介護者を支援します。

#### ひとり暮らし老人等配食サービス

ご自宅に、栄養バランスのとれた食事をお届けします。配食時に安否の確認等も行います。



主にひとり暮らしなどの高齢者に対し、生活支援などを行うことを目的としています。各サービスは対象者や支給要件が異なりますので、詳しくは地域包括支援センターへお問い合わせください。

### 「総合事業」などについてのお問い合わせ、ご相談は…

各種相談、ケアマネジメントなどについてはこちら

「総合事業」の制度、運用、手続きなどについてはこちら

#### 川越町地域包括支援センター

#### 川越町役場 福祉課

電話 059-365-9999

電話 059-366-7116

ファクス 059-365-2940

ファクス 059-365-5380



川越町豊田一色 314  
(いきいきセンター内)



川越町豊田一色 280  
(川越町役場)